

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	山	下	てん	せい

生活保護に関する住民監査請求について（通知）

令和 7 年 6 月 16 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理せず却下することに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

令和 7 年 6 月 16 日付けをもって受け付けた住民監査請求書、及び同年 7 月 7 日付けをもって受け付けた補正書等によると、請求の内容は次のとおりと解される。

1 要旨

請求人及びその家族に対する生活保護制度の運用に関し、重大な制度不履行・職務懈怠・記録虚偽があった。監査委員による事実確認及び是正措置の勧告を求める。

2 請求の対象職員

神戸市北福祉事務所 生活支援課 職員 B、C

3 対象となる財務会計上の行為等及びそれが違法・不当である理由

(1) 制度的支援の不履行・遅延

ア 住宅扶助・初期費用・教育扶助（制服・教科書・定期代）等について、申請要件を満たしていたにもかかわらず、適正な前渡し・臨時支給がなされなかった。

イ 交通費不支給により、児童が片道 1 時間以上を徒歩通学しなければならなくなり、安全確保・通学保障の両面で重大な影響を及ぼした。

ウ 生活保護法第 56 条により補填対象とされるべき一時扶助（転居費・什器費・冷房器具費）に対して、明確な説明なく却下処分が行われた。このような対応は正当な支出を怠るものであり、地方自治法第 242 条第 1 項「違法・不当な公金支出の怠り」

に該当する。

エ 家賃不足・転居初期費用等の総額 394,961 円に及ぶ補填請求を提出済にも関わらず、支給・不支給のいずれに対しても書面による通知が一切出されていない。これは生活保護法第 56 条、行政手続法第 5 条・第 8 条に反する明確な不作為状態であり、手続上の違法性が看過できない。

(2) 安全配慮義務の不履行

ア 家庭内の混乱や兄弟間の暴力に関する複数の相談に対し、児童相談所等との連携確認がなされず、対応記録も欠落していた。

イ この対応の遅延により、実子に身体的・精神的な影響（斜視、異常行動等）が生じた。

(3) 不適切発言

ア 令和 7 年 5 月 30 日の面談にて、「一緒に住めないなら児童相談所に入れればいい」等と発言した。

イ また「児童手当を家賃に充てるように」との誘導発言もあり、制度趣旨に反する金銭運用の強要と受け取れる行為を行った。

(4) 記録操作・職務懈怠・責任回避

ア 面談中、上司職員が目を閉じて居眠りをしていた様子。

イ ケース記録には明らかな虚偽記載や重要事項の記録漏れが見られる。

ウ 家電・生活必需品支援に関する訴えには、繰り返し無視や話題転換により対応が行われなかった。

4 本市の損害

不当な扶助不支給により、請求人世帯は精神的・経済的に大きな困難を強いられ、特に児童の保護施設入所、心身の健康悪化、就学困難といった副次的損害が生じた。

これは、神戸市にとって将来的な福祉費用、医療費、教育支援費などの二次的財政負担を招く要因となり、同時に行政制度への信頼低下という無形の損失も発生させている。

5 請求する措置

(1) 上記 3 の内容についての監査委員による正式な事実確認・監査

(2) 当該職員及び担当課への配置見直し・研修・必要に応じた懲戒措置

(3) 支援の遅延・不支給となった各種項目（住宅・教育・初期費用など）の支給再審査及び遡及的支給に関する見直し

(4) 制度趣旨に反する就労強制・自己責任論に基づく対応への是正勧告

(5) 特に未成年者の生活権・教育権を守るための再発防止策の勧告

(6) 各種補填請求・支援要請に関する不作為の法的検証と改善勧告の発出

(7) 父子別世帯に対する初期費用支援・冷房設置支援の制度上の運用誤りの是正指導

(8) 今後同様の事態を繰り返さないための、運用マニュアル・内部対応記録の見直し

(9) 対象家庭に対する救済措置の勧告または助言

第2 却下する理由

- 1 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のいずれかである（地方自治法第242条第1項）。
- 2 請求人は一時扶助に対する「公金支出の怠り」等があったと主張する。しかし上記1で述べたとおり、住民監査請求の対象に「公金の支出」、「公金の賦課徴収を怠る事実」、「財産の管理を怠る事実」は含まれるが、「公金支出の怠り」は含まれない。このため一時扶助に対する「公金支出の怠り」は、上記1のいずれにも該当しない。これ以外の主張についても、上記1のいずれにも該当しない。
- 3 よって本件請求は、地方自治法第242条及び判例による住民監査請求の要件を欠いているので、受理せず却下する。